

宿泊事業者等の人材確保・育成を通じた 観光活性化推進事業

「若手宿泊業従事者等への研修・ミートアップ事業」
「宿泊業経営者層等への啓発活動事業」
「大学生及び大学への訴求活動」
業務委託 募集要領（案）

1 業務委託契約の概要

(1) 業務名

宿泊事業者等の人材確保・育成を通じた観光活性化推進事業 業務委託
「若手宿泊業従事者等への研修・ミートアップ事業」
「宿泊業経営者層等への啓発活動事業」
「大学生及び大学への訴求事業」

(2) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

(3) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、観光に関わる状況は一変した。特に2023年4月の水際措置撤廃以降、訪日外客数は右肩上がり急回復を遂げ、単月では10月に初めてコロナ前の2019年同月比100%を超えており、年間累計では2019年比78.6%と8割程度まで回復が進んだ。さらにその勢いはとどまることを知らず2024年2月には2019年比7.1%増、かつ単月でコロナ禍以降の最多数であり、2月としても過去最高を大きく更新した。これらの要因が後押しする形で、宿泊・観光事業者の多くにおいて経営的には順調との声を聞くものの、一方であらゆる産業に通じる課題として、宿泊・観光業においても人材不足・働き手不足がますます顕在化しているとの声があがっている。福岡市においても「人材不足」は宿泊・観光事業者も現時点での最大の課題であると聞き及んでおり、「人材不足」が訪日外客のけん引する観光客増による地域への経済波及効果の最大化を妨げるボトルネックになっていると言える。しかしながら、単純にいま目の前にある労働力を地域や産業、あるいは企業間で取りあう施策は、あくまで短期的な課題解決でしかなく、一方で過大な雇用条件（スペック）の勝負を引き起こしかねず、持続可能性という点では大きな課題を持つように思われる。ついては、「将来的に（福岡市の観光産業で）働くかもしれない人」「今現在、（福岡市の観光産業で）働いている人（特に若手）」「今現在、（福岡市の観光産業で）事業を営んでいる人」というセグメントに対して、“福岡市の宿泊・観光業で働くということの意義や意味”について共通して理解してもらい、将来的な「ブランディング」につなげ、選ばれ働き続け成長し続ける産業であり地域であり職場とするためのファーストステップとなる事業の業務について委託するものである。

(4) 提案限度価格

7,370千円（上限額、消費税及び地方消費税含む）

※上限額を超える場合は、失格とする。

(5) 企画提案要望の内容

資料1「仕様書」のとおり

2 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる資格を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同企業体（以下、「JV」という。）として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。なお、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

(2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

(3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

(4) 市町村税を滞納していない者であること。（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと）。

(5) 消費税および地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2および第3の各号に規定する措置要件に該当した場合または提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

3 スケジュール

(1) 質問書受付締切	令和6年4月10日（水）17時00分
(2) 質問書回答	令和6年4月12日（金）ホームページ上に公開予定
(3) 参加締切	令和6年4月18日（木）17時00分
(4) 提案書データ提出締切	令和6年4月24日（水）17時00分
(5) 参加申込書一式・提案書原本提出締切	令和6年4月25日（木）17時00分
(6) 提案競技審査	令和6年4月26日（金）予定
(7) 審査結果通知	令和6年4月30日（火）予定
(8) 事業契約締結	令和6年5月1日（水）以降

※説明会は開催せず、質問のある場合は、質問書を提出すること。提案競技審査は対面にて行う。

4 提案に関する問い合わせ（質問書提出）

(1) 質問書提出期限	令和6年4月10日（水）17時まで
(2) 質問書提出先	公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー 〒810-0041 福岡市中央区大名2-5-31 福岡市交通局4階 TEL：092-733-5050

(3) 質問書提出方法

様式3「質問書」により、(2)に示す電子メールでのみ受け付ける。

なお、様式3「質問書」を提出した際は、念のため(2)に記載する電話番号に連絡すること。

- (4) 回答は、令和6年4月12日(金)に福岡観光コンベンションビューローホームページ上に掲載予定。(類似する質問は集約して回答予定)

5 参加申込・企画提案書の提出

(1) 提出締切

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ①提案競技参加申請書(様式1)のデータ | 令和6年4月12日(金)17時00分 |
| ②提案書データ | 令和6年4月24日(水)17時00分 |
| ③参加申込書一式・提案書の原本 | 令和6年4月25日(木)17時00分 |

(2) 提出方法

提出締切までに、(4)に記載する提出先へ電子メールにて提出すること。電子メール送付後は必ず(4)に記載する電話番号に連絡すること。データはPDF形式とし、ZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_(提案事業者名)_企画提案書」(※()は各々必要事項を記載)とすること。

提出書類の原本については令和6年4月25日(木)までに、特定記録または簡易書留で郵送すること(当日17時必着)。また、持参する場合は、(4)に記載する住所へ持参すること。

なお、期日までに提出がなされなかった場合は失格とする。

(3) 提出部数

- | | |
|----------|-------------------------|
| ①参加申込書一式 | 原本1部
電子データ1ファイル |
| ②提案書 | 正本1部、副本5部
電子データ1ファイル |

(4) 提出先問い合わせ先

公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー 観光事業部(担当:阿部、中村)

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5-31

TEL:092-733-5050 FAX:092-733-5055

メールアドレス:下記のアドレスに同報での送付をお願いします。件名の冒頭に次の項をご記載ください。「【宿泊事業者等の人材確保・育成を通じた観光活性化推進事業 業務委託】【社名】」

E-MAIL: abe@welcome-fukuoka.or.jp

(5) 提出書類

ア. 参加申込書関係

以下の書類のうち、②~⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に記載されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者については、②~⑦の提出を免除する。(②~⑤は、契約締結日までに提出することも可とする。)

- ① 提案競技参加申請書(様式1)

注)JVで申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業者構成団体一覧」及び

「共同事業体協定書」を作成すること（書式は自由）。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 登記事項証明書（法人の場合）

注）法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注）本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注）法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注）身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注）福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注）上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税および地方消費税納税証明書

注）本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注）証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。

⑥ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注）直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注）個人の場合は、様式第1-5号をもとに作成のうえ提出すること。

⑦ 役員名簿（様式第1-4号）

注）様式第1-4号に、代表者および役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

イ 提案書関係

① 提案書の内容

資料1「仕様書」、資料2「提案書作成要領」を参照のうえ作成すること。

② 提案書と同時に提出する書類

様式4「見積書」

6 提案競技選定委員会

(1) 日程

令和6年4月26日(金)【予定】

(2) プレゼンテーション時間

25分(説明15分・質疑応答10分 ※提案事業者数によって説明時間を変更する場合あり)

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。

(3) 選定方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会(以下「選定委員会」という)にて、事業者から提出された企画提案書その他資料を基に、資料3「提案項目配点表」に基づき、企画提案書の内容について審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

※提案競技に参加する事業者が1者の場合であっても、提案競技を実施する

※評価が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

(4) 結果通知

令和6年4月30日(火)以降に電子メールで担当者に連絡する。また、併せて福岡観光コンベンションビューローのホームページにおいて公表する。

※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある

7 採点方法および契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

資料3「提案項目配点表」の配点によって委員が採点を行い、最も得点の高い提案者を契約相手方候補とする。

(2) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、その中で内容点が最も高い者を契約相手方候補とする。

(3) 契約相手方決定後の手続

選定委員会での選考に基づき、最も優秀と認められる事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

(4) 最低基準について

合計点について、以下のとおり、最低基準を設ける。

合計点が6割・60点に達しないときは、最優秀提案者とししない。

8 その他の留意事項

(1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

(3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。

(4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。

- (5) 提出された提案書は業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (7) 提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (8) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。

9 添付資料

【資料】

資料1 仕様書

資料2 提案書作成要領

資料3 提案項目配点表

【様式】

様式1 提案競技参加申請書

様式2 提案競技参加辞退届

様式3 質問書

様式4 見積書

様式第1-2 委任状

様式第1-3 誓約書

様式第1-4 役員名簿

様式第1-5 個人用財務諸表

以上